平成２９年（再イ）第１号
北海道苫小牧市矢代町１丁目11番12号
再生債務者　高井　慎也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月17日
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２８年（再イ）第３１号
長野県松本市波田1498番地４
再生債務者　伊藤　明子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月17日　長野地方裁判所松本支部
平成２９年（再イ）第３号
山口県宇部市草江４丁目10番46―１号
再生債務者　安田　雅昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月17日　山口地方裁判所宇部支部
平成２８年（再イ）第４９号
熊本県宇土市花園台町757番地24
再生債務者　佃　　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月17日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（再イ）第５２号
熊本県宇城市小川町北小野768番地２
再生債務者　林　　俊男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月17日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散しましたので、次のとおり公告します。
１．基金の名称　全国労働衛生機関厚生年金基金
２．事務所の所在地　東京都品川区東大井五丁目12番10号
３．設立事業所の名称及び所在地　公益財団法人北海道労働保健管理協会　北海道札幌市白石区、一般財団法人杜の都産業保健会　宮城県仙台市宮城野区、公益社団法人宮城労働基準協会　宮城県仙台市青葉区、公益財団法人福島県労働保健センター　福島県福島市、一般社団法人福島県労働基準協会　福島県福島市、公益財団法人茨城県総合健診協会　茨城県水戸市笠原町、株式会社生研予防医学センター　埼玉県桶川市、一般財団法人君津健康センター　千葉県君津市、一般財団法人東京顕微鏡院　東京都千代田区九段南、公益社団法人東京労働基準協会連合会　東京都江戸川区、一般財団法人日本予防医学協会　東京都江東区、公益社団法人全国労働衛生団体連合会　東京都港区、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会　東京都千代田区、公益財団法人東京都予防医学協会　東京都新宿区、一般財団法人労働衛生協会　東京都杉並区、一般財団法人労働医学研究会　東京都文京区、一般財団法人全日本労働福祉協会　東京都品川区、一般財団法人産業保健協会　東京都大田区多摩川、一般社団法人労働保健協会　東京都板橋区、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会　神奈川県横浜市中区、一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会　神奈川県横浜市保土ヶ谷区、一般財団法人京浜保健衛生協会　神奈川県川崎市高津区、一般財団法人ヘルス・サイエンス・センター　神奈川県相模原市、一般社団法人新潟県労働基準協会連合会　新潟県新潟市中央区新光町、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会　新潟県新潟市中央区川岸町、一般財団法人北陸予防医学協会　富山県高岡市、一般財団法人長野県公衆衛生協会　長野県長野市若里、一般財団法人中部公衆医学研究所　長野県飯田市、一般社団法人ぎふ綜合健診センター　岐阜県岐阜市日置江、一般財団法人岐阜県産業保健センター　岐阜県多治見市、一般財団法人岐阜健康管理センター　岐阜県美濃加茂市、公益財団法人静岡県産業労働福祉協会　静岡県静岡市、一般財団法人東海検診センター　静岡市沼津市、一般財団法人愛知健康増進財団　愛知県名古屋市北区、一般社団法人名北労働基準協会　愛知県名古屋市北区、一般財団法人京都工場保健会　京都府京都市中京区、一般財団法人関西労働保健協会　大阪府大阪市北区梅田３丁目、医療法人崇孝会　大阪市茨木市、一般財団法人みどり健康管理センター　大阪府吹田市、公益財団法人兵庫県予防医学協会　兵庫県神戸市灘区、一般社団法人岡山県労働基準協会　岡山県岡山市北区桑田町、一般財団法人広島県集団検診協会　広島県広島市中区、公益財団法人中国労働衛生協会　広島県福山市、一般社団法人徳島県労働基準協会連合会　徳島県徳島市北佐古、一般財団法人九州健康総合センター　福岡県北九州市八幡東区、一般財団法人佐賀県産業医学協会　佐賀県佐賀市、公益財団法人熊本県総合保健センター　熊本県熊本市東区東町、一般財団法人大分健康管理協会　大分県別府市、公益社団法人鹿児島県労働基準協会加世田支部　鹿児島県南さつま市、公益社団法人鹿児島県労働基準協会　鹿児島県鹿児島市新屋敷町、公益社団法人鹿児島県労働基準協会加治木支部　鹿児島県姶良市、公益社団法人鹿児島県労働基準協会川内支部　鹿児島県薩摩川内市、公益社団法人鹿児島県労働基準協会鹿屋支部　鹿児島県鹿屋市、公益社団法人鹿児島県労働基準協会志布志支部　鹿児島県志布志市、公益社団法人鹿児島県労働基準協会大島支部　鹿児島県奄美市、全国労働衛生機関厚生年金基金　東京都品川区、一般財団法人公衆保健協会　愛知県名古屋市中村区、公益財団法人秋田県総合保健事業団　秋田県秋田市、公益財団法人神奈川県予防医学協会　神奈川県横浜市、公益財団法人八戸市総合健診センター　青森県八戸市、公益社団法人日本作業環境測定協会　東京都港区、公益財団法人長野県健康づくり事業団　長野県長野市、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会川崎北支部　神奈川県川崎市高津区、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会川崎南支部　神奈川県川崎市川崎区、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会鶴見支部　神奈川県横浜市鶴見区、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会横浜北支部　神奈川県横浜市港北区、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会横浜南支部　神奈川県横浜市中区、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会横須賀支部　神奈川県横須賀市、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会藤沢支部　神奈川県藤沢市、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会平塚支部　神奈川県平塚市、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会小田原支部　神奈川県小田原市、医療法人社団こころとからだの元氣プラザ　東京都千代田区飯田橋、公益財団法人メディックス・ハートサポート　広島県広島市中区、一般財団法人新潟健康増進財団　新潟県燕市、公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会　岐阜県岐阜市日置江
４．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。
５．解散認可年月日　平成29年５月16日
平成 29 年５月 30 日
東京都品川区東大井五丁目12番10号
全国労働衛生機関厚生年金基金
理事長　小川　　登

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき、次のとおり公告します。
１．代表清算人氏名　立道　　肇
２．住所　東京都品川区東大井五丁目12番10号
平成 29 年５月 30 日
東京都品川区東大井五丁目12番10号
全国労働衛生機関厚生年金基金
理事長　小川　　登